

令和元年度大阪地方最低賃金審議会

第332回総会 会議次第

令和元年8月5日 午後2時

(大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C)

1 開 会

2 議 事

- (1) 大阪府最低賃金の改正決定について
- (2) その他

3 閉 会

# 大阪地方最低賃金審議会第332回総会 座席表

大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室 C

飯島委員 衣笠委員 服部委員 水島委員 立見委員 深井委員

○ ○ ◎ ● ○ ○



中野委員 ○  
平岡委員 ○  
古谷委員 ○  
丸山委員 ○  
横田委員 ○  
吉田委員 ○



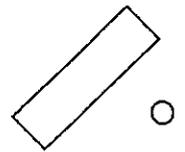
使  
用  
者  
側

労  
働  
者  
側

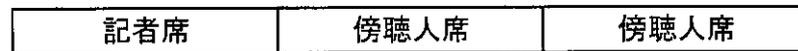
○ 狼谷委員  
○ 上山委員  
○ 北畑委員  
○ 黒田委員  
○ 佐村委員  
○ 福西委員



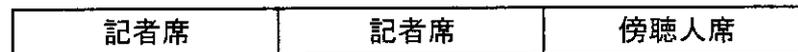
○ 主任賃金指導官    ○ 賃金指導官    ○ 労働基準部長    ○ 労働局長    ○ 賃金課長    ○ 賃金指導官



録音業者



○ ○    ○ ○ ○    ○ ○ ○



○ ○    ○ ○ ○    ○ ○ ○



○ ○    ○ ○    ○ ○

◎会長  
●会長代理

答申交付場所

↔  
入口

大阪地方最低賃金審議会 第332回総会

(令和元年度 第4回)

資 料 目 次

資料 1	令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	・・・ 1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書（写）	・・・ 7
資料 3	大阪府最低賃金の改正決定について（答申）（写）	・・・ 9
資料 4	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	・・・ 11





令和元年7月31日

厚生労働大臣 根本 匠 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)

令和元年7月4日に諮問のあった令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和元年7月30日

- 1 令和元年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和元年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	27円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	26円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	26円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、①賃金改定状況調査結果第4表のうち、特にDランクの賃金上昇率が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大であることや、②春季賃上げ妥結状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること、③消費者物価の上昇傾向が続いており、今後も引き続き上昇することが見込まれていること、④名目GDP成長率は年率3%に及ばず、また、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと、⑤地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある

ことに加え、⑥最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 来年度以降の審議においては、消費税増税の影響による物価変動等の状況を勘案するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、今後政府において効果的かつ思い切った支援策が講じられることを前提に、それらが適切に反映される水準について議論を行うことが必要である。

(4) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和元年7月30日

## 1 はじめに

令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、地域別最低賃金額の最高額 985 円で年間 2,000 時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円に届かず、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る水準としては充分とはいえないと述べた。

また、最低賃金近傍で働く方には、いわゆる不本意非正規と呼ばれる方や、育児・介護など家庭の事情により時間の調整が可能な働き方をせざるを得ない方も少なくなく、かつては家計補助者中心だったが、自らが主たる生計者として家計を支えている方も増加している。最低賃金引上げの目的は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することであり、ここ数年、過去最高額となる目安を示してきたが、消費マインドを喚起し、「国民経済の健全な発展に寄与」する水準までには至っていないと述べた。

こうした状況を勘案すれば、本年示す目安によって 800 円以下の地域別最低賃金をなくすとともに、Aランクは1,000円を超えていくべきである、加えて、深刻さを増す人手不足を背景に、各都道府県の地域別最低賃金の水準差が、働き手流出の一因にもなっており、とりわけDランクを引き上げるべきであると主張した。

地域間格差については、最高額に対する最低額の比率の改善のみならず、金額差を縮めるべきであり、あわせてランク間差も是正すべきであると主張した。

また、1,000円は通過点にすぎず、ナショナルミニマムとしてふさわしい最低賃金水準について議論すべきであると主張した。

さらに、中小・小規模事業者の経営環境の基盤整備にむけた政府施策が早期に確実に実施されるのは当然のこと、個人消費を喚起するためにも、最低賃金引上げのスピードを停滞させてはならないと主張した。

消費税増税への対応については、これまでの消費税増税と異なり、最低賃金の改定と同時期に引き上げられることも踏まえ、消費税増税の影響が確実に見込まれる中で、最低賃金のセーフティネットとしての機能を後退させてはならず、消費税増税の影響を本年の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論するべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、先行きに対する不安は根強く、中小企業の労働分配率は70%台で推移し、限られた利益の中から極めて高い割合で賃金原資を捻出しており、支払い余力は非常に乏しい状況にある。中小企業者数が直近2年間で23万者減少していることから、中小企業の経営環境は極めて厳しい状況にあるとの認識を示した。

また、従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、2012年度の4.9%から、2018年度は13.8%と6年間で急激に上昇しており、地域別では、神奈川が25%を超え、青森や鹿児島、大阪でも20%前後に達している。多くの地域で地域別最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いており、最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きいことは明確であると述べた。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」等では、最低賃金について「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」とあり、「より早期に」との表現に、全国の中小企業から、これまで以上の引上げを求められるのではないかとの懸念や不安が噴出していると述べた。

一方で、政府方針には、具体的な目標年次や引上げ率が示されていない上、中小企業の生産性向上のために思い切った支援策を講ずることが明記されていることから、機械的に最低賃金の引上げを行うということではないと主張した。また、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないと主張した。

さらに、最低賃金は、企業の経営状況に関わらず、全ての労働者にあまねく適用され、下回る場合には罰則の対象になることから、通常の賃金引上げとは性格が異なる。生産性が向上し収益が拡大した企業が賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断すべき。生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境を整備すべきと主張した。

近年の最低賃金は、いわゆる「時々の事情」によって、景気や経営の実態から乖離した、大幅な引上げが行われ続けてきた。これ以上、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続けば、中小企業の事業の継続、ひいては企業の存続自体がおびやかされ、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念されると主張した。

また、最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に基づく労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきで

あり、明確な根拠に基づいた目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。加えて、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると改めて、強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙1と同じ）

令和元年8月5日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府最低賃金専門部会  
部会長 服部良子

### 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月3日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、下記のとおり結論に達したので報告する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が益々大きくなることを踏まえ、生産性向上支援等の強化を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、これまでの取組を踏まえて、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会の場において報告すること、を要望する。

### 記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間964円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和元年10月1日

令和元年8月5日

大阪労働局長  
井上真 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月3日付け大労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が益々大きくなることを踏まえ、生産性向上支援等の強化を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、これまでの取組を踏まえて、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会の場において報告すること、を要望する。

記

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間964円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和元年10月1日



2019年6月27日

大阪地方最低賃金審議会 御中



団体名： UAゼンセン万代ユニオン

代表者名： 執行委員長 屋 嶋 敏 章

大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請について

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、取引関係の適正化と中小企業支援策の周知・徹底をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

[理由]

わが国は超少子高齢化・人口減少社会に突入し、「労働力不足」は深刻な問題となっています。このような中、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善をはかることが必要です。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用者における非正規労働者の割合が大阪では40.3%となっており、相対的に労働条件が低くおさえられている非正規労働者の処遇を、社会として早期に改善していく必要があります。中でも、労働者の生活を支える最大の柱であり、賃金のセーフティネットである「最低賃金制度」の役割は、ますます重要度を増しています。

日本の地域別最低賃金水準は、この数年で大幅な引き上げが続いていますが、依然として先進国の中でも極めて低い水準にあります。このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させることとなります。2019 春季生活闘争でも継続して賃金引き上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、継続して最低賃金の水準を引き上げることで、暮らしの底上げをはかる必要があります。

地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。大阪では、改正決定額の実効性をさらに高めるべく、大阪働き方改革推進会議のもと、新たに「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」が設置され、未満率低減に向けた一層の取り組みが急務であると課題提起されています。地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものになることを、ここに要請します。

以上

